

○千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べる。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条の 2 第 1 項第 2 号(同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 15 条の 2 第 1 項第 2 号(同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

(2) その他廃棄物の処理施設に関し市長が必要と認める事項

(平成 23 条例 15・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、生活環境の保全に関し廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日条例第 15 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。